

岩手県保健医療計画「精神疾患の医療体制」の見直しについて

1 岩手県保健医療計画について

(1) 策定の趣旨

医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するための総合的な計画

(医療を取り巻く環境の変化)

- ・ 人口減少と少子高齢化、患者数の減少
- ・ 医師の時間外労働の上限規制の開始
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 医療のデジタル化の推進

(2) 計画の位置付け

- ・ 医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 1 項に規定する医療費適正化計画
(関連する法定計画)
- ・ いわて県民計画 (2019～2028)、第 2 期アクションプラン
- ・ 健康いわて 21 プラン (健康増進計画)
- ・ いわていきいきプラン
- ・ 岩手県障がい者プラン
- ・ 岩手県感染症予防計画

(3) 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

※ 必要な事項について 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合計画を変更

(4) 策定スケジュール

- 令和 5 年 7 月 医療審議会の開催 (計画策定の諮問、計画策定の方向性等)
- 9 月 医療計画部会の開催 (計画の骨子案等)
- ～10 月 各専門協議会等の開催 (疾病・事業ごとの見直し案)
- 11 月 医療計画部会、医療審議会の開催 (計画の素案)
- 12 月中旬～ パブリックコメントの実施
- 令和 6 年 2 月 医療計画部会の開催 (計画の最終案)
- 3 月 医療審議会の開催 (計画の最終案を答申)、策定、公表

2 「精神疾患の医療体制」の見直しについて

(1) 岩手県保健医療計画 (精神疾患) 検討会の設置

「精神疾患の医療体制」の見直し案を作成するため、令和 5 年 7 月に、医療従事者を中心に、学識経験者、社会復帰促進事業従事者等の 6 名の構成員から成る「岩手県保健医療計画 (精神疾患) 検討会」を設置。9 月及び 11 月の 2 回開催し、見直し案について検討を行い、保健医療計画素案に反映させた。

(2) 見直しの考え方

都道府県が定める医療計画については、医療法において、「厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ**地域の実情に応じて定める**」とされており、計画策定の際の「技術的事項についての必要な助言」として、厚労省から資料2のとおり「**精神疾患の医療体制の構築に係る指針**」が示されているが、その内容は、**前回計画策定時（平成29年度）に示された指針と大きく変わっていない。**

また、本県の**精神疾患の医療体制**に関しても、前回計画見直し時から精神科病院数に変動はなく、人口10万人対の精神科医師数が全国水準を下回るなど、依然として医療資源がひっ迫した状況が続いており、**現計画期間中における大きな変化はない**

こうした状況を踏まえ、今回の見直し案は、基本的に**現計画の構成を引き継ぎ**、現状や課題、施策等を、今年度県において策定予定の他の**関連計画**（障がい福祉計画、自殺対策アクションプラン、依存症対策推進計画、健康いわた 21 プラン等）との**整合性を持たせながら、必要な取組を加え、また時点修正等**することにより作成する。

(3) 施策の方向性及び計画期間に重点的に取組む施策について

ア 施策の方向性

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無やその程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる、差別や偏見のない社会を構築していく必要があることから、行政、医療、地域援助事業者等、地域の多様な関係者の有機的な連携を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

イ 計画期間に重点的に取組む施策

- 精神障がいへの差別や偏見のない社会を構築するとともに、疾患を早期に発見し適切な医療や支援につなぐことで重篤化を予防するため、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、地域で暮らす全ての方が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を通じて、地域における支援体制の構築に取り組みます。

(4) 取組区分について

- こころの健康づくりの推進
- 精神科医療体制の整備
- 精神疾患にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進による地域移行の推進
- 精神科救急医療体制の充実強化
- 自殺予防の推進
- 震災こころのケア活動の推進
- 多様な精神疾患等の対策

(5) 目標項目について

(3)の施策の方向性や重点施策を踏まえ、主な取組区分ごとに下表のとおり目標項目（中間アウトカム及び分野アウトカム）を設定

取組区分	目標項目（中間アウトカム）		重点施策
こころの健康づくりの推進	心のサポーター養成研修修了者数 ★		○
地域移行の推進	県が実施する地域移行支援関係者研修受講者数 ★		○
精神科救急医療体制の充実	精神科救急受診者のうち入院を要しなかった者の割合		
自殺予防の推進	県及び市町村が実施する自殺予防の担い手養成研修受講者数 ★		○
多様な精神疾患の対策	依存症に対応する 専門医療機関数	アルコール依存症	
		ギャンブル等依存症	

取組区分	目標項目（分野アウトカム）		重点施策
精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築	精神病床における慢性期入院患者数 （慢性期：12ヶ月以上）	65歳以上	○
		65歳未満	○
	精神病床における入院後1年時点の退院率		○
	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の 地域平均生活日数		○

※ ★は新たに設定した目標項目